第七十二条の十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の十三第三項中「同項第一号」を「同項第一号イ」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第五項第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事実　その事実が生じた日の前日

イ　第七十二条の四第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において第七十二条の五第一項各号に掲げる法人で収益事業を行うものに該当することとなつたこと。

ロ　第七十二条の四第一項各号又は第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなつたこと。

ハ　第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人に該当することとなつたこと。

第七十二条の十三第十三項中「第五項第三号」の下に「及び第四号イ」を加える。

第七十二条の二十五第四項中「この条及び第七十二条の四十一第一項」を「この節」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「同条第一項各号」を「第七十二条の四第一項各号に掲げる法人又は第七十二条の五第一項各号」に、「同項各号」を「第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号」に改める。

第七十二条の二十九第三項中「属する事業年度」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　清算中の法人（通算法人に限る。）は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）が終了した場合には、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第五項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所在の道府県に申告納付しなければならない。

6　第七十二条の二十五第五項、第八項から第十三項まで及び第十六項から第十八項までの規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十六項中「みなして、」と読み替えるものとする。

第七十二条の三十第一項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「」とする」を「」と、同条第五項中「、当該事業年度の」とあるのは「、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の十二」とあるのは「第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで」と、「第七十二条の二十四」とあるのは「第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五」と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第六項中「において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と、「において、」と、「及び」とあるのは「において、」とする」に改める。

第七十二条の三十四中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「においては」を「には」に、「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に改める。

第七十二条の四十五の二第一項中「第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を」を「第七十二条の二十五第三項（第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五項（」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第七十二条の四十六第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十二条の四十六第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合（次項各号に該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出（当該修正申告書の提出がその提出期限までにあつた場合を除く。次号において同じ。）又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金（次項各号に該当する場合において徴収されたものを除く。次号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合